

宮城県無電柱化推進計画

令和4年4月

宮 城 県

内容

1	はじめに	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間.....	3
4	宮城県における無電柱化の現状と課題.....	4
5	無電柱化の推進に関する基本的な方針.....	5
6	無電柱化の推進に関する目標	10
7	施策を総合的，計画的かつ迅速に推進するための取組.....	12

1 はじめに

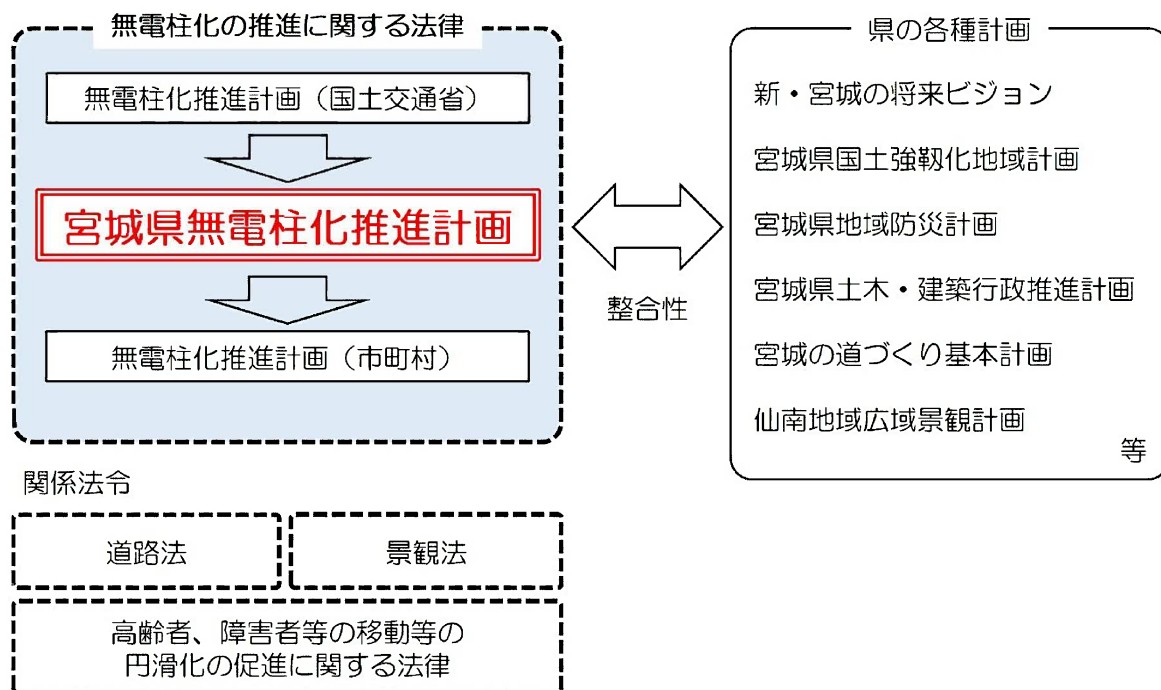
無電柱化については、昭和60（1985）年代から全国的に整備が進められ、市街地の道路整備に併せた電線共同溝などにより計画的に実施されてきたところです。近年、東日本大震災等の地震や台風などでは、倒壊した電柱により道路が寸断され、被災者の救援活動等に大きな支障が生じるなど、災害防止の観点から、無電柱化の必要性が高まっております。また、高齢者の増加等に伴い、これまで以上に社会的弱者に寄り添った、安全・安心で快適な交通確保が求められているほか、様々な分野で環境や景観への配慮が必要となっております。

国では、このような状況から、平成28（2016）年12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」という。）を施行し、国民の理解と関心を深めつつ、国、地方公共団体、電線管理者や開発事業者等（以下「関係事業者」という。）の適切な役割分担のもと、無電柱化をより一層推進していくため、基本的な方針・期間・目標等を定めた「無電柱化推進計画」を策定しました。

県内においても、主要地方道古川佐沼線をはじめとして、市街地で電線共同溝などによる無電柱化を計画的に実施してきたところです。東日本大震災の教訓や国の動向等を踏まえ、県は、無電柱化法第8条第1項（都道府県無電柱化推進計画等）に基づき、無電柱化の基本的な方針や目標などを定めた「宮城県無電柱化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「無電柱化推進計画」を基本とし、本県の県政運営の基本的指針である「新・宮城の将来ビジョン」をはじめ、「宮城県国土強靱化地域計画」「宮城県土木・建築行政推進計画」「宮城の道づくり基本計画」などの各種計画と整合性を図ることとします。



宮城県無電柱化推進計画の位置付け

3 計画の期間

令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度までの10年間とします。

4 本県における無電柱化の現状と課題

(1) 県内における無電柱化の整備状況

県内では、平成4（1992）年度から岩沼市道東部南線岩沼市里の杜地区のJR東北本線岩沼駅前において無電柱化に着手したことを始めに、これまで都市部の幹線道路や緊急輸送道路等で、市町村や関係事業者と協議しながら、無電柱化を実施しており、令和3（2021）年度末時点で国、県及び市町村が管理する県内全ての一般道路約49,000kmのうち、整備延長は延べ約350km、無電柱化率は約0.7%となっています。

また、県管理道路では、平成5（1993）年度から、大崎市中心部の主要地方道古川佐沼線において、無電柱化に着手しており、令和3（2021）年度末時点で県管理道路約2,727kmのうち、整備延長は延べ約11.7km、無電柱化率は約0.4%となっています。平成31（2019）年度からは、第1次緊急輸送道路において、道路法第37条（道路の占用の禁止又は制限区域等）に基づく道路の占有制限を実施する区域を指定し、道路への新設電柱設置の禁止・制限を実施しています。

(2) 無電柱化の課題

①防災に関する課題

現在、県管理の道路上には電柱が数多く設置されており、東日本大震災等の大規模地震や台風などの際に、多くの倒壊した電柱により、災害時に重要な役割を果たす緊急車両の通行や支援物資の輸送等に支障をきたしています。

②安全で円滑な交通確保に関する課題

道路敷地に設置されている電柱の多くは、歩道や路側帯にあるため、電柱が路肩や歩行空間を狭め、歩行者や車いす等の安全・円滑な通行を妨げています。

③良好な景観形成・観光振興に関する課題

道路の両側に設置された電柱から、上空に張り巡らされた電線により、風光明媚な自然景観や歴史的町並みなどの貴重な景観が損なわれています。

④無電柱化整備に要する期間及びコストに関する課題

無電柱化整備は、設計段階からの関係事業者との綿密な調整が必要なほか、施工時においても支障となる埋設物の移設等に多くの時間を要するため、整備が長期間に渡る場合があります。また、整備手法により、多額の費用を要するなど、道路管理者及び関係事業者の負担が大きいため、連携してコスト縮減に向けた技術開発等に取り組んでいく必要があります。

5 無電柱化の推進に関する基本方針

本県における無電柱化の現状と課題を踏まえ、「防災のために必要な道路」、「安全で円滑な交通確保が必要な道路」、「良好な景観形成・観光振興に必要な道路」を対象として、国及び県、市町村、関係事業者が連携のもと、新たな電柱の建柱抑制も含め、地域の実情に即した事業手法を活用しながら、コスト縮減や工期短縮を図るなど、計画的かつ重点的に整備を推進します。

(1) 無電柱化の対象道路

優先的に無電柱化を推進する道路は、以下のとおりとします。

①防災のために必要な道路

災害時（地震や台風）の緊急車両等の通行、避難路の確保等を目的に宮城県緊急輸送道路ネットワークに位置付けられている第1次及び第2次緊急輸送道路、重要物流道路及び代替補完路について無電柱化を推進します。



道路の通行を妨げる電柱の例（東日本大震災時）

②安全で円滑な交通確保が必要な道路

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき指定する特定道路等について無電柱化を推進します。



歩行者の通行を妨げる電柱の例

③良好な景観形成・観光振興に必要な道路

それぞれの地域特性を生かした良好な景観形成や観光振興を目的に、「景観法」に基づく景観計画区域内の道路等について無電柱化を推進します。



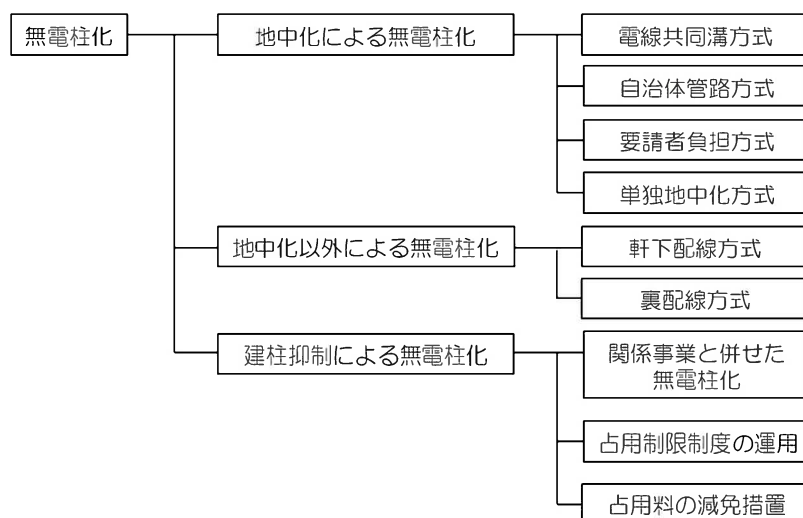
良好な景観形成の事例（（都）北浜沢乙線）



観光振興を目的とした事例（（都）通庁南町通線）

(2) 無電柱化の事業手法

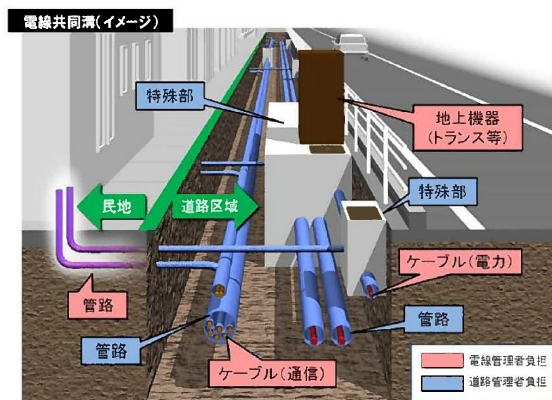
無電柱化を推進するためには、無電柱化を実施する箇所や沿道状況に応じて、関係事業者が連携を図るとともに、経済性や地域の実情に即した適切な整備手法を選定し、無電柱化を推進します。



①地中化による無電柱化

ア) 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝を整備した上で、電線管理者が電線、地上機器を整備し、各々が管理する方式です。



出典：国土交通省HPより

イ) 自治体管路方式

共同溝等の管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式です。管路設備は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

ウ) 要請者負担方式

要請者が管路等を整備し、原則として費用は全額要請者が負担する方式です。

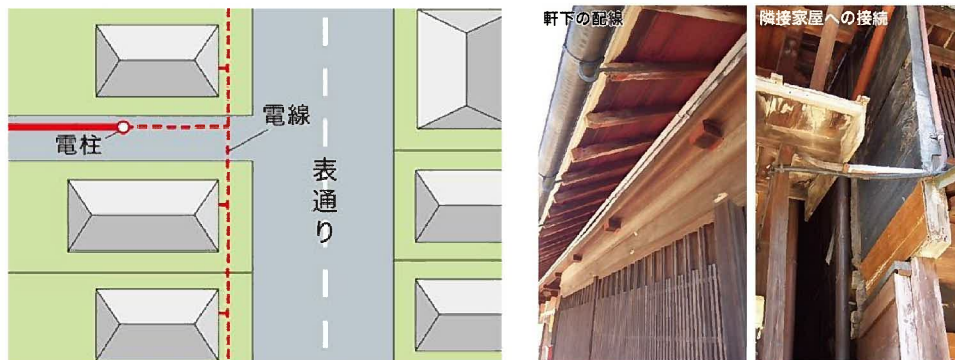
エ) 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行い、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式です。

②地中化以外による無電柱化

ア) 軒下配線方式

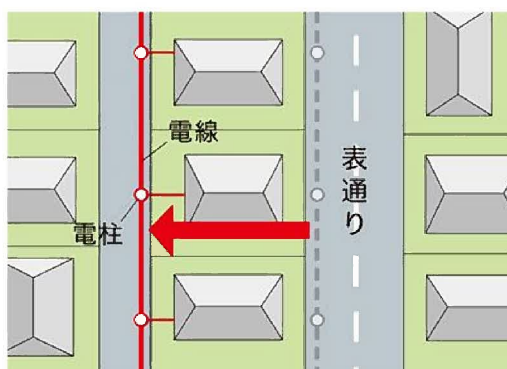
表通りに電柱を配置せず、脇道等に配置した電柱から電線を沿道家屋の軒下又は軒先に配置する方式です。



出典：国土交通省中部地方整備局HPより

イ) 裏配線方式

表通りに電柱を配置せず、背後の通りに電柱を配置し、沿道の需要家屋への引き込みを裏側から行う方式です。



出典：国土交通省中部地方整備局HPより

③建柱抑制による無電柱化

ア) 関係事業と併せた無電柱化

無電柱化法第12条(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)を的確に運用するため、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、占用制限制度の適切な運用のほか、緊急輸送道路、重要物流道路及び代替補完路について、技術上困難な場所を除き道路への新たな電柱設置を禁止します。なお、道路事業と一体的に無電柱化整備を行う場合は、同時整備により効率的に無電柱化を推進します。また、市街地開発事業等については、事業認可や開発許可の事前相談段階などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者等に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知し、無電柱化の推進に向けた指導を行います。



区画道路の無電柱化事例

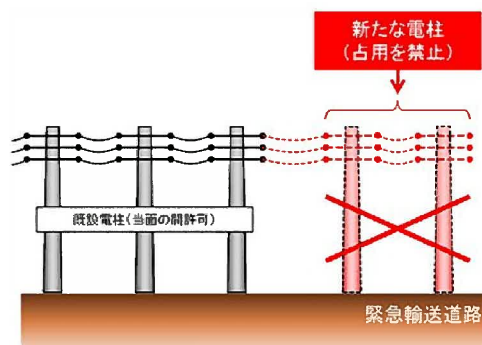
出典：東京都無電柱化推進計画より



土地区画整理事業と併せた無電柱化の事例

イ) 占用制限制度の運用

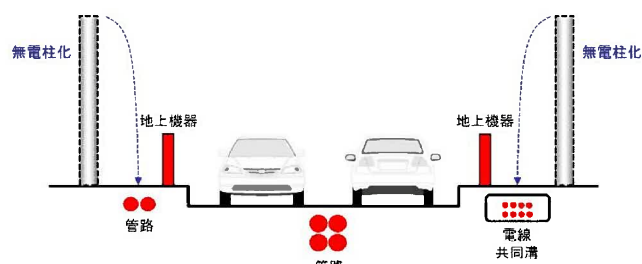
道路法第37条（道路の占用の禁止又は制限区域等）に基づき、県管理道路の第1次緊急輸送道路において新設電柱の占用を制限する措置を実施しています。今後、災害時における圏域間での交通網の確保を目的に占用制限措置の対象拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について検討します。



出典：国土交通省HPより

ウ) 占用料の減免措置

県管理道路における無電柱化を推進するため、県では道路の地下に設置した電線等について、占用料を徴収しない措置を実施しています。



出典：国土交通省HPより

(3) 無電柱化の推進に対する配慮

①既存ストックの活用

無電柱化区間に電線管理者等の既設地中管路等がある場合には、これらの既存ストックの有効活用を検討し、コスト縮減や工期の短縮を図るなど効率的な整備を図ります。

②地上機器設置の工夫

地上機器（分電盤等）に覆いなどを設置することにより、良好な景観を形成するなど快適な道路空間を創出します。



地上機器に覆いを設置した事例（（都）北浜沢乙線）

③低コスト化のための比較検討

電線共同溝の設計にあたっては、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式などの低コスト手法を含めた工法比較を行い、最適な手法の採用を図ります。

6 無電柱化の推進に関する目標

本計画に基づき、県管理道路における無電柱化に取り組むに当たり、目標を次のとおり定めます。なお、計画期間の中間年次（令和9（2027）年度）に計画の見直しを実施し、実情に応じた効率的な無電柱化の推進に努めます。

○目標

路線数：5路線8箇所

整備延長：約11km（工事着手）

なお、本計画に基づき整備する箇所は、基本方針で定める対象道路の中から、過去の最大風速等（防災）、特定道路の指定状況等（安全・円滑）及び重要文化財等との隣接状況等（景観・観光）を考慮し、下表のとおり選定しました。

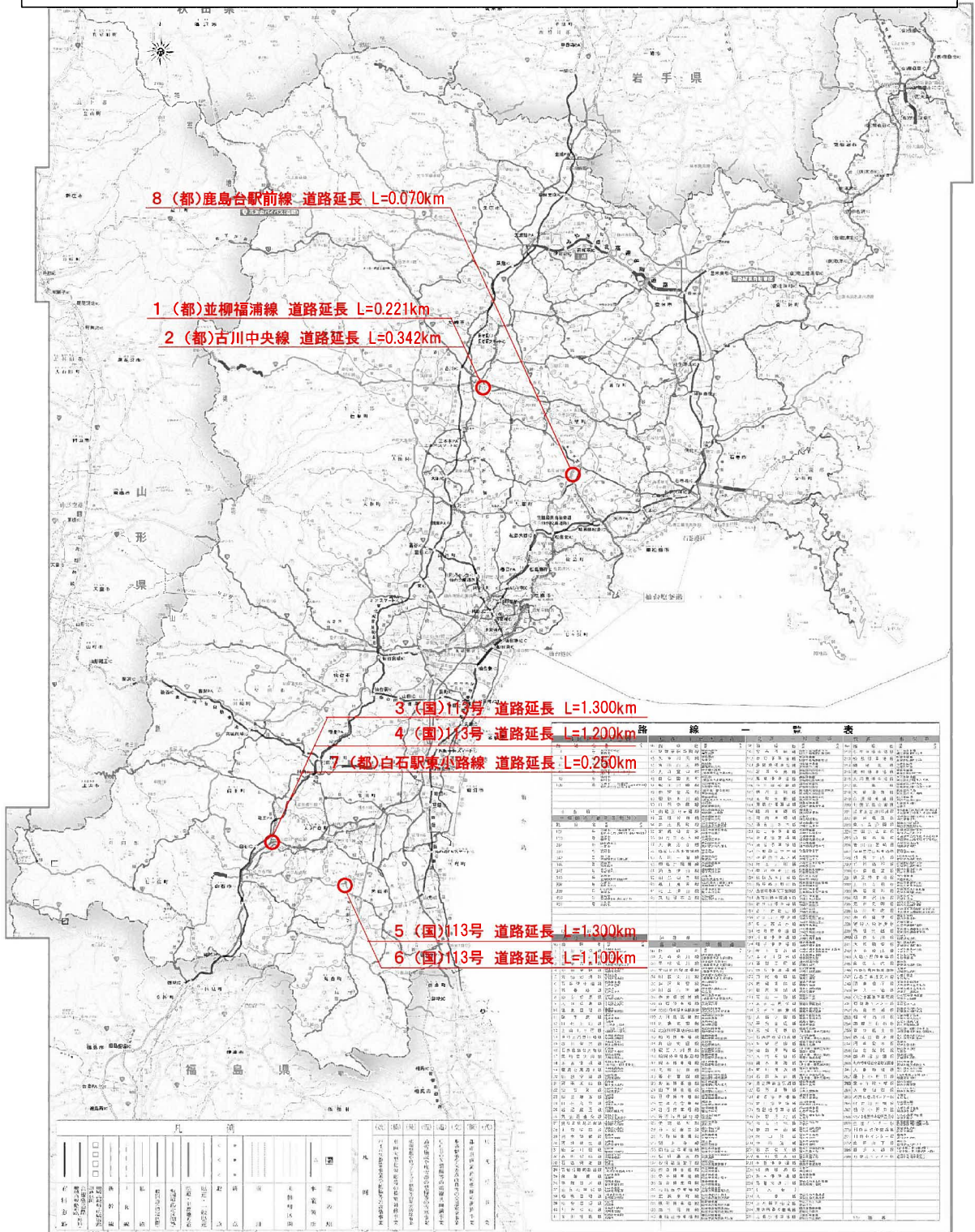
表 県管理道路無電柱化整備（計画）箇所一覧

番号	市町村	路線名	目的	整備方法	※1 道路 延長 (km)	※2 整備 延長 (km)	電柱撤去 完了年度 (予定含む)	備考
1	大崎市	(都) 並柳福浦線 (主) 古川佐沼線	防災・安全・景観	電線共同溝	0.221	0.441	2022	事業中 (7期計画)
2	大崎市	(都) 古川中央線 (主) 古川佐沼線	防災・景観	電線共同溝	0.342	0.683	2022	
小計		2路線2箇所			0.563	1.124		
3	角田市	(国) 113号	防災	電線共同溝（予定）	1.300	2.600	未定	
4	角田市	(国) 113号	防災	電線共同溝（予定）	1.200	2.400	未定	
5	白石市	(国) 113号	防災	電線共同溝（予定）	1.300	2.600	未定	
6	白石市	(国) 113号	防災	電線共同溝（予定）	1.100	2.200	未定	
小計		1路線4箇所			4.900	9.800		
7	白石市	(都) 白石駅東小路線 (一) 白石停車場線	景観	電線共同溝（予定）	0.250	0.500	未定	
8	大崎市	(都) 鹿島台駅前線 (一) 鹿島台停車場線	防災・安全・景観	電線共同溝（予定）	0.070	0.140	未定	
小計		2路線2箇所			0.320	0.640		
合計		5路線8箇所			5.783	11.564		

※1「道路延長」：無電柱化整備箇所の道路中心線上の延長。

※2「整備延長」：実際に無電柱化を行う延長。道路延長1kmの上下線で行う場合は整備延長2km。

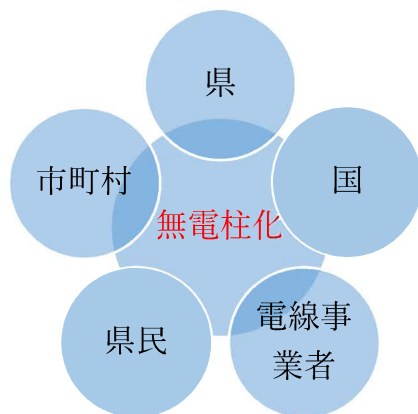
宮城県無電柱化推進計画 県管理道路無電柱化整備(計画)箇所図



7 円滑な推進に向けた取組

(1) 推進体制

道路管理者、電線管理者及び交通管理者で構成する「東北地方無電柱化協議会※1」、その下部組織の「宮城県無電柱化推進検討会議※2」を活用して、無電柱化の推進体制を構築し、無電柱化実施予定箇所、時期等の調整を行います。



推進体制のイメージ

※1※2 東北地方及び本県において無電柱化の計画的かつ円滑な推進に資することを目的として国交省を中心に設立された協議会

(2) 広報・啓発活動

無電柱化の推進を図るためには、県民の理解と協力が必要であり、その意義や必要性、効果について関心を深めてもらうため、ウェブサイトへの掲載やパネル展示を行い、広報や啓発活動に努めます。



県ウェブサイトにおける広報



道路ふれあい月間パネル展

(3) 市町村への技術支援等

県が実施する市町村道路事業担当者会議等において、市町村に無電柱化に関する情報提供を行うほか、市町村が無電柱化推進計画を策定する際には、国と連携しながら、必要に応じて市町村への技術支援を行います。

また、「宮城県無電柱化推進検討会議」において、市町村が計画する無電柱化整備箇所について、県が一括して協議するなど事務手続きを支援します。

宮城県無電柱化推進計画

令和4年4月

宮城県土木部道路課／都市計画課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL : 022-211-3153／022-211-3136